

公立大学法人富山県立大学たな卸資産管理細則

平成 27 年 4 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 この細則は、公立大学法人富山県立大学会計規程（以下「会計規程」という。）第 7 章の規定に基づき、公立大学法人富山県立大学（以下「法人」という。）におけるたな卸資産の取扱い及び評価方法等について必要な事項を定め、たな卸資産の適正な管理を図ることを目的とする。

(たな卸資産の範囲)

第 2 条 たな卸資産は、会計規程第 45 条第 2 項に規定するものをいう。

2 たな卸資産のうち、「貯蔵品」の範囲は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 切手その他これに準ずる現金等価物
- (2) 1 品目の年度末残高が 50 万円以上で貯蔵中のもの
- (3) その他必要と認められるもの

(たな卸資産の評価方法及び評価基準)

第 3 条 たな卸資産の評価方法は、原則として移動平均法によるものとする。ただし、これにより難い場合は、最終仕入原価法によるものとする。

2 たな卸資産の時価が前項の規定により評価した価額（以下「評価額」という。）よりも下落したときは、当該時価をもって評価額とする。

(廃棄予定品の評価)

第 4 条 破損、故障又は陳腐化が著しいため廃棄処分しようとするたな卸資産は、正規の棚卸資産と区別し、処分可能価額まで評価を切り下げることとする。

(たな卸資産の受け払い及び残高記録)

第 5 条 資産管理責任者は、たな卸資産を同じ種類ごとに区分するとともに、入庫及び出庫並びに残高に関する数量及び金額を継続して記録したたな卸資産台帳（様式第 1 号）

を作成するものとする。ただし、第3条第1項に規定する最終仕入原価法によるものについては、この限りではない。

(実地たな卸)

第6条 資産管理責任者は、毎事業年度末に現品と管理簿とを照合して実地たな卸を行い、たな卸の対象外となる預り品、廃棄予定品等は、正規の在庫品と厳に整理区別しなければならない。

2 資産管理責任者は、前項に規定する実地たな卸を完了したときは、実地たな卸調査表(様式第2号)により、会計規程第7条に規定する会計責任者に報告しなければならない。

(その他)

第7条 この細則に定めるもののほか、この細則を実施するために必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。